

第 2 号議案

2 0 2 5 年 4 月 2 3 日

第 5 0 8 回理事会

事務局権限表の変更について

事務局の職制及び権限に関する規程第 3 条に基づき定める事務局権限表について、容量市場に関する事務の合理化の観点等から、別紙のとおり変更を行う。

(施行日：2 0 2 5 年 4 月 2 3 日)

以上

【添付資料】

別 紙：事務局権限表 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 事務局権限表 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）			
事務局権限表 （略）				事務局権限表 （略）			
3．需給計画部				3．需給計画部			
項目	事務局長	需給計画部長	副部長 所長 マネージャー	項目	事務局長	需給計画部長	副部長 所長 マネージャー
（略）				（略）			
容量確保契約に関わる承諾書等の提出 （容量確保契約に関わる承諾書等を提出済みの案件において、 <u>同様の内容の承諾書等を提出する場合に限る。</u> ）			○ （所長）	容量確保契約に関わる承諾書等の提出 （ <u>本機関の雛形による承諾書等を提出する場合、又は</u> 承諾書等を提出済みの案件において同様の内容の承諾書等を提出する場合に限る。）			○ （所長）
<u>（新設）</u>				<u>容量市場に関する決裁済みの事業者向け資料のウェブサイトへの掲載並びに周知内容のウェブサイト及び容量市場システムへの掲載</u>			<u>○ （所長） （マネージャー（掲載内容の軽微な更新に限る。））</u>
（略）				（略）			
4．系統計画部				4．系統計画部			
項目	事務局長	系統計画部長	副部長 マネージャー	項目	事務局長	系統計画部長	副部長 マネージャー
業務規程第5 1 条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ （技術的観点から容易に判断できる場合に限る。）		業務規程第5 1 条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ （技術的観点から容易に判断できる場合に限る。）	
<u>（新設）</u>				<u>業務規程第6 4条の5（資金の貸付け）第6項に基づく、貸付契約書に定める貸付実行前提条件の充足確認及び貸付けの実行</u>		<u>○</u>	
（略）				（略）			

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）				変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
6．再生可能エネルギー・国際部				6．再生可能エネルギー・国際部			
項目	事務局長	再生可能エネルギー・ 国際部長	マネージャー	項目	事務局長	再生可能エネルギー・ 国際部長	マネージャー
(略)				(略)			
徴収等業務規程第 2 3 条に基づく 調整 交付金の額の決定		○		徴収等業務規程第 2 3 条に基づく 調整 交付金の額の決定		○	
<u>(新設)</u>				<u>徴収等業務規程第 3 8 条に基づく 認定 事業者の返還額又は納付額の決定</u>		<u>○</u>	
(略)				(略)			
積立金管理業務規程第 1 9 条に基づく 交付金相当額積立金の取戻し額の決定		○		積立金管理業務規程第 1 9 条に基づく 交付金相当額積立金の取戻し額の決定		○	
<u>(新設)</u>				<u>積立金管理業務規程第 2 0 条に基づく 交付金相当額積立金の本機関へ帰属す る額の決定</u>		<u>○</u>	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
【参考】変更履歴 (略) 変更 2 0 2 5 年 4 月 9 日				【参考】変更履歴 (略) 変更 2 0 2 5 年 4 月 9 日 <u>変更 2 0 2 5 年 4 月 2 3 日</u>			